

川崎市全町内会連合会会則

(名称)

第1条 この会は、川崎市全町内会連合会（以下「全町連」という。）という。

(事務局)

第2条 事務局を川崎市総合自治会館に置く。

(構成)

第3条 全町連は、川崎市内の各町内会・自治会長を会員とし、その区連合体をもって構成する。

(目的)

第4条 全町連は、各区町内会連合会（以下「区町連」という。）相互の連絡を密にし、地域社会の振興発展を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 全町連は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 区町連との連絡調整を行う。
- (2) 町内会・自治会に共通する問題についての調査研究を行う。
- (3) 町内会・自治会活動の円滑化を図るための助言を行う。
- (4) 市その他団体との連絡及び協力を行う。
- (5) その他必要な事項を行う。

(理事)

第6条 全町連に次の理事を置く。

2 理事は、区町連毎に、14名以内を選出する。

(役員)

第7条 全町連に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名
- (3) 会計 2名
- (4) 会計監査 2名
- (5) 常任理事 10名以内

(役員の選出)

第8条 役員は、区町連ごとに推薦された3名をもってあてる。

2 役員は、別に定める川崎市全町内会連合会役員推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）により選出し、総会の承認を得るものとする。

3 役員に欠員が生じたときは、役員会で選出し、直近の総会に報告するものとする。

(役員の任務)

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は会務を総理し、全町連を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 会計は会計をつかさどる。
- (4) 会計監査は会計を監査する。
- (5) 常任理事は役員会において、会務に必要な事項を審議する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により選任された役員は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び参与等)

第11条 会務を円滑に行うため、会長は役員会の承認を得て、顧問及び参与、副参与を置くことができる。

(会議)

第12条 全町連の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第13条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年1回、会長が招集する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は3分の1以上の理事から請求があったとき、会長が招集する。

4 総会は、理事をもってあて、委任状を含め理事の過半数の出席により成立し、議長は理事の中から選出する。

5 総会の議決事項は、次のとおりとする。

- (1) 会則の改廃に関する事項。
- (2) 予算を定める事項。
- (3) 決算を認定する事項。
- (4) 役員を承認する事項。
- (5) その他、全町連の運営上特に重要な事項。

(役員会)

第14条 役員会は、第7条に規定する役員をもって組織する。

2 役員会は、会長が必要があると認めたとき、会長が招集し、議長は会長があたる。

3 役員会の処理する事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会に提出する事項の審議に関する事項。
- (2) その他、全町連の運営に必要な事項。

(大会)

第15条 毎年大会を開催する。

2 大会は、町内会・自治会長を対象として研修会等を行う。

3 大会は、永年勤続功労者及び退任役員に感謝状の贈呈を行う。

(専門委員会)

第16条 全町連に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会委員は、役員又は理事をもってあてる。

(議決)

第17条 会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するものとする。

(経費)

第18条 全町連の経費は、会費、その他をもってあてる。

2 単位町内会・自治会は、毎年、加入世帯数に2円を乗じた額を会費として納入するものとする。

(会計年度)

第19条 全町連の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日をもって終わる。

附 則

この会則は、昭和36年12月8日から施行する。

附 則

この改正会則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この改正会則は、昭和44年8月9日から施行する。

附 則

この改正会則は、昭和47年8月26日から施行する。

附 則

この改正会則は、昭和50年8月22日から施行する。ただし、第10条については、昭和51年4月1日から適用する。

附 則

この改正会則は、昭和54年5月1日から施行する。

附 則

この改正会則は、昭和55年7月14日から施行する。

附 則

この改正会則は、昭和57年7月7日から施行する。

附 則

この改正会則は、昭和61年7月22日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成2年7月13日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成14年7月8日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成16年7月5日から施行する。